

3 月 教 育 委 員 会 会 議 会 議 録

日時：令和5年3月22日（水） 午後2時

場所：山口県教育庁教育委員会室 (公開)

<p>教 育 長</p>	<p>それでは、ただいまより令和5年3月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に本日の署名委員の指名を行います。 小崎委員、和泉委員よりお願いします。</p> <p>それでは、本日の議題の審議に入る前に、審議の公開の可否について決定したいと思います。本日の議題のうち、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、報告事項3、報告事項5は、教育行政の公正又は円滑な運営に支障を生じるおそれがあることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承 認</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、報告事項3、報告事項5については非公開で審議することといたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、議案の審議に入りたいと思います。 議案第5号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>議案第5号について、説明させていただきます。表紙の右上に資料①とあります資料の5ページを御覧ください。</p> <p>1の規則制定の趣旨でございます。令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度は、改正法が適用されることとなりました。このため、県においては、改正法を施行するための条例である個人情報の保護に関する法律施行条例を令和4年12月に制定しております。そして、同条例第7条において、改正法や条例の施行に必要な事項は、実施機関が定めるとの規定に基づき、県教委が取り扱う個人情報の保護について必要な事項を定めようとするものでございます。</p> <p>2の制定の概要についてです。知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の規定の例によることとし、その概要は、(1)から(4)にお示ししているとおりでございます。</p> <p>最後に、3の施行日については、令和5年4月1日を予定しております。以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま教育政策課から議案第5号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>

全 委 員	<p>議案第5号について、承認することとしてよろしいですか。</p> <p>承 認</p>
教 育 長	<p>議案第5号を承認いたします。</p> <p>続いて議案第6号について、学校運営・施設整備室から説明をお願いします。</p>
学校運営・施設整備室次長	<p>議案第6号「山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。資料①の6ページを御覧ください。</p> <p>本議案は、県立高校の再編整備に伴い、規則の改正を行うものでございまして、今年度末の徳山高等学校鹿野分校の廃止に伴い、防寒衣の貸与規定を削除する所要の改正を行うものです。</p> <p>施行日は、令和5年4月1日を予定しております。御審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま、学校運営・施設整備室から議案第6号について説明がありました。意見、質問はありますか。</p> <p>議案第6号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承 認</p>
教 育 長	<p>議案第6号を承認いたします。</p> <p>続いて議案第7号について、学校運営・施設整備室から説明をお願いします。</p>
学校運営・施設整備室次長	<p>それでは、議案第7号「博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。資料①の26ページを御覧ください。</p> <p>まず「1 改正の趣旨」についてです。令和4年4月15日に公布された「博物館法の一部を改正する法律」が、令和5年4月1日に施行されることに伴い、博物館の登録手続きについて見直しが必要となったことから、「博物館の登録に関する規則」について所要の改正を行うものです。</p> <p>次に「2 改正の概要」についてです。主な変更点として、(1)は、これまで法律に定めがあった「資料の目録」、「職員名簿」といった書類について、法律上の定めが削除されたことから、これまで規則で定めていた様式を廃止することとしています。(2)は、このたびの法改正により、学識経験者からの意見聴取が法律に明記されたので、規則からは削除することといたしました。(3)は、変更届の提出時期が、事後提出から事前提出に改正されたため、提出期限を定めていた第5条第2項を削除しております。(4)は、今回の法改正により、登録博物館にあっては、定期的に報告を求められることになりました。その報告について、毎年6月を報告期限とし、前回報告から変更のあった書類を提出することについて、新たに規定していま</p>

	<p>す。なお、法改正前に既に登録を受けている博物館にあっては、5年間は、改正後の法においても登録を受けているとみなされる、いわゆるみなし博物館として経過措置が設けられておりますが、みなし博物館の定期報告については、変更状況の確認をするための提出資料を求めるよう規則の附則において規定することといたしました。(5)は、登録や変更などの際、これまでは県報に登載することで広く公表することとしていましたが、今後は、インターネット等により公表することが法律に明記されたため、規則の規定は削除しております。</p> <p>(6)は、その他、法改正による条ずれがあったもの、その他字句修正等が必要なものについて、所要の改正を行っております。具体的な改正内容については、資料の16ページから25ページの新旧対照表を御覧ください。</p> <p>最後に「3 施行期日」については、博物館法の一部を改正する法律の施行の日と同日の令和5年4月1日としております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま、学校運営・施設整備室から議案第7号について説明がありました。意見、質問はありますか。</p>
和 泉 委 員	<p>法改正による県の規則の改正ということで説明してもらいましたが、山口県のような博物館、みなし博物館の現状はどうなっておりますか。</p>
学校運営・施設整備室次長	<p>現時点博物館は、その他もろもろ含めて全部で61館あるわけですが、いわゆる登録博物館といわれるものは16館ございます。これは県立、市町村立、あるいは公益財団という所に16館ございます。その他、いわゆる登録博物館ほどではないけれどもそれに相当する施設として博物館が7館あります。残りの38館がいわゆる博物館と同種の事業をしているけれども、博物館ほどの恩恵を受けていない館ということになります。登録博物館といわれる所は現在もいわゆる歴史資料の収集でありますとか、展示、保管といったことを行っておりますので、引き続き新法の方でもこういった博物館等に区分され、手続きを進めていくということになるかと思います。その他についてはこれから説明会等行ってまいりますのでそういった中でそれぞれの館の方で判断すると考えております。</p>
教 育 長	<p>議案第7号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承 認</p>
教 育 長	<p>議案第7号を承認いたします。 続いて議案第11号について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>議案第11号の「山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について」お諮りいたします。関連の資料は、資料①の27ページからとなっておりますが、31ページの参考資料に</p>

<p>教 育 長</p>	<p>より御説明いたします。</p> <p>本規則の制定は、「1 改正の理由」にお示ししているとおり、今年度末をもって在籍者がいなくなる、徳山高校徳山北分校及び鹿野分校の廃止に伴う所要の改正を行うものです。</p> <p>改正規則の施行期日につきましては、令和5年4月1日としております。御審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>ただいま、高校教育課から議案第11号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>議案第11号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承 認</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第11号を承認いたします。</p> <p>それでは、報告事項に入りたいと思います。</p> <p>報告事項1について、教職員課から説明をお願いします。</p>
<p>教 職 員 課 長</p>	<p>同じ資料の32ページを御覧ください。令和6年度教員採用候補者選考試験については、5月に発表予定の実施要項で詳細を示すことにしていますが、志願者に早期に情報提供するため、実施大綱を策定しましたので、その概要について御説明します。</p> <p>まず、2の「選考区分、志願区分及び教科」ですが、選考区分については、「一般選考」「障害者を対象とした選考」に加え、表に示す7つの特別選考の、合計9つの区分で実施します。志願区分と教科については御覧のとおりで、それぞれの各教科、科目等における採用見込者数については、実施要項で示すこととしております。なお、このたび新設した「教職チャレンジサポート特別選考」に係る内容については、後ほど「主な変更点」においてまとめて御説明します。</p> <p>3の「出願」については、大きな変更はありません。</p> <p>次に、4の「受験資格」についてです。(1)の欠格条項、(2)の受験年齢、33ページ(3)の教員免許状、(4)その他「各選考区分における要件に該当する者」については、御覧のとおりです。</p> <p>次に、34ページ、5の「選考試験の期日及び会場」について、第一次試験の期日は、7月8日、9日の2日間です。試験会場は、県内は御覧の3会場です。東京会場及び関西会場の試験会場については、実施要項でお示しいたします。続いて第二次試験です。小学校については8月19日から22日までの4日間、また小学校以外の志願区分(校種等)については、8月19日、20日の2日間、御覧の県内の4会場で実施します。</p> <p>続いて6の「選考試験の試験項目」及び35ページの7「試験の一部免除」については、変更点がありますので、後ほど御説明します。</p> <p>次に、8の「実施要項の発表等」、9の「出願について」です。実施要項の発表は5月11日を予定しており、出願方法については、今年度と同様に、インターネット(電子申請)による出願を原則としています。</p> <p>11の「選考試験結果の発表及び採用候補者名簿掲載予定者の発表</p>

等」についてですが、二つ目の○にお示ししてありますとおり、第二次試験の選考結果の発表は、10月3日に行います。

続いて、12の「主な変更点」を御覧ください。令和6年度採用選考試験につきましては、お示ししてありますように、6項目の変更を行います。まず、1点目の「教職チャレンジサポート特別選考の新設」についてです。より幅広い層の多様な人材を確保できるよう、教員免許を持たない方を対象とした選考区分を新設しました。概要については、まず選考試験を受験し、合格後は、2年間の採用延期期間の中で教員免許取得に臨むという制度で、免許取得後に採用となります。募集する志願区分は、小学校、中学校及び高等学校の試験を実施する教科です。第一次試験については、民間企業との採用選考の併願を容易にする観点から「SPI3基礎能力検査」を行います。また、中学校及び高等学校の実技教科以外は東京会場、関西会場でも受験できます。さらに、選考試験の合格者に対しては、免許取得のための費用について、年26万円を上限として2年間補助します。費用補助の概要については37ページ、13のその他にお示ししてあります。なお、受験年齢については採用延期期間や費用補助要件を鑑みて54歳以下とすることとしました。次に、2点目、3点目は、国公立学校の本採用教員として勤務経験がある方を対象とした試験の一部免除についてです。本採用教員に対する試験の一部免除については、これまで現職のみを対象としていましたが、子育てや介護のために退職された方等が再び採用試験に臨みやすくなるよう、過去10年以内に本採用教員として勤務経験がある場合は、第一次試験の教職専門免除の対象としました。また、その勤務経験が志願区分と同一の校種・教科でかつ3年以上の場合は、第一次試験免除の対象としました。次に4点目の「臨時的任用教員等を対象とした教職専門免除における在職期間の見直し及び対象者の拡大」についてです。在職期間の見直しについては御覧の通りです。対象者については、これまで山口県内での経験のみを対象としていましたが、新たに他の都道府県における国公立学校の臨時的任用教員としての在職期間も対象としました。5点目の「スポーツ・芸術特別選考及び看護科教諭特別選考における試験項目の見直し」、6点目の「選考に当たっての考慮事項の見直し」については御覧の通りです。以上の変更を行うことで、志願者の一層の確保に取り組むとともに、優れた人材の採用に努めたいと考えています。

最後にお知らせですが、これまで同様、パンフレットとポスターを作成しました。また、新設した教職チャレンジサポート特別選考のチラシも作成し、より一層採用試験の周知に努める予定です。さらに、チラシを配付しておりますが、3月25日土曜日にはオンラインによる説明会を開催予定です。学生を中心に本日時点で241名の申し込みがあり、その中には民間企業にお勤めの方や公務員の方なども40名程度含まれています。当日は採用試験に関する内容の他、山口県教育の紹介、ペーパーティーチャーセミナーのお知らせ、臨時的任用教員の登録についてなどを予定しています。以上です。

教 育 長

ただいま、教職員課から報告事項1について説明がありましたが、意見、質問はありますか。

佐野委員	教員が不足しておられるということで、今年もかなり苦労されたという話を聞いておりますけれども、今回、踏み込まれて広く有能な方を募集しておられるという形で、いろんな制度を作られておられますけれども、その中で教職チャレンジサポートなんですけれども、こちらの方は具体的にどのような人材を募集したいとかそういったところがあまり書かれておりませんけれども、何かこのような方を積極的に募集したいとかそういうものというのはあるのでしょうか。
教職員課長	一つ目は教員免許を取得するには大学一年生の時から教員を目指して単位を取得してということになっておりますけれども、実際は大学入学時点ではそういう意識はなくても、実際に色々大学などで経験を積むことによって教員を志願するに至った方であるとか、また、先程御紹介しましたように民間企業に勤めておられてさまざまな経験をされた方に学校に入って教育に新しい風を吹き込んでほしいという思いでございます。
和泉委員	今佐野委員も御質問されましたが、教職チャレンジサポートですけれども、この採用試験に、この区分の採用選考に受験して合格された方というのは身分的にはどういった形になるのですか。教員となるのですか。
教職員課長	身分的にはいわゆる大学院に進学するための採用延期と同じですので、基本的には教員ではありませんし、いわゆる給料とか払うこともございません。ただ場合によっては民間企業でそのまま就職をされてということも考えられるでしょうし、県や市町の方で任用すること、例えば教育免許がいないICT支援員や、教員業務支援員ということで任用ということも可能とは思っております。
和泉委員	そしたらその人の事情に応じてその辺はフレキシブルな対応をしていただけるということですか。
教職員課長	和泉委員のおっしゃった通りで、一人ひとりに応じて教員免許を取得するための支援を県教委としてやるということでございます。
和泉委員	もう大学は卒業されている方でしょうから、改めて大学に入学される必要もなく必要な単位を大学で科目等履修という形でそういうのを取って、そしたら免許も取れましたという報告をしてもらえればそれでいいということですか。
教職員課長	おっしゃる通りでございます。ただ大学4年生でも受験することも可能であります。卒業見込も可能としております。ただ教員免許状を持たれてない方という条件をつけております。
和泉委員	卒業時に教員免許取得見込でない方が対象ということですね。
教職員課長	はい。例えば法学部とか経済学部とかで教員免許を持たれてないけれども卒業して2年間かけて、大学で教育実習で教員免許に必要な単

	位を取られるという場合もあろうかと思えます。
和 泉 委 員	そうしていただけるとより幅が広がって良いと思えます。
佐 野 委 員	幅広くいろんな経験を積まれた方で、そういう優秀な方が教員になっていただけると本当嬉しいなと思うんですけども、一方心配になるのが教員で登録された方だと性的犯罪履歴とかそういったものがあった場合チェックができると思うんですけども、民間でそういう経歴をお持ちの方をチェックできるのかということを少し心配しておりますが、その辺りはいかがでしょうか。
教 職 員 課 長	一応免許状取得ということで一定の制限はつきますので、そこで一つは制限はかかると思っておりますけども、実際に教員免許のシステムほど民間がそれに乗っている部分ではありませんので、その辺りは基本的には面接、個人面接や集団面接とかありますので、そういった中でしっかり見ていくことになると思えます。
佐 野 委 員	よろしくをお願いします。
教 育 長	それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。 続いて報告事項2について、教職員課から説明をお願いします。
教 職 員 課 長	同じ資料38ページをお開きください。「山口県教員育成指標」の改定について御説明いたします。 1にお示ししておりますとおり、指標の改定にあたっては、昨年11月及び本年2月の教育委員会会議におきまして御協議いただき、ありがとうございました。教育委員会会議を含め、1年間を通して各種会議で検討を行い、新たな指標を策定しました。 2に、今回の改定のポイントについて、改めて(1)から(3)まで整理しておりますが、ここで、別冊の「山口県教員育成指標」の1ページを御覧ください。改定の経緯等とともに、下の枠囲みに全体の変更点について、改定のポイントとして記載しました。2ページには構成と活用について、3ページから6ページまでは「各職において共通的に求められる資質能力(構造図)」について、7ページから14ページまでは「各職の育成指標」について記載しております。各指標の文言については、今後教育用語などが変更されることもありますので、適宜見直すことにしています。 資料の38ページに戻っていただき、今後の予定についてです。3月下旬に関係各所に送付し、来年度4月以降の各種会議等において、改定について説明を行い、学校、教育委員会及び大学等において活用が進むように取り組んでまいります。以上で説明を終わります。
教 育 長	ただいま、教職員課から報告事項2について説明がありましたが、意見、質問はありますか。
佐 野 委 員	詳細な指標を作られてすごくしっかりフォローされるんだなと思っております。それで思ったのが、まだ今からの報告事項で出るスクー

	<p>ル・ミッションとの関係なんですけれども、まだできていないので、この指標でいいんじゃないかなと思うんですけども、こちらの指標の方が子ども達を教育する上での、言葉は合っていないかもしれないですけども戦術のようなものであれば、スクール・ミッションの方は学校自体の戦略みたいなものだと思うので、そうすると学校って校長先生などの管理職の方針ですごく変わっていくっていうのを感じているので、こちらの教職員の育成指標の管理職、ここにある程度これから決まっていくであろうスクール・ミッションと今回リンクしていくところがあってもいいのかなと感じました。多分そのうちまた改定とかあるんだろうなと思いますが、その辺も感じたところです。</p>
教職員課長	<p>ありがとうございます。その辺りにつきましては、スクール・ミッションという言葉は出しておりませんが、別冊資料の13ページをお開きいただきますと「管理職に必要な素養に関すること」ということで「ビジョンの構想・具現化」という項が出ております。その辺りで教育ビジョンを構想し、もちろんこの辺りはスクール・ミッションであるとか、今後定められる3つのポリシーあたりも当然含まれているということでもありますので、文言入っていませんけれども、記入するとしたらここに位置するのかなということでもあります。</p>
和泉委員	<p>詳細な育成指標を作ってくださいありがとうございます。今も育成指標はあるわけですが、現場の先生方もこれを元に自分のキャリア経験に励んでいただけるものと思います。これが管理されているというか、萎縮するというか、その辺がどういう使われ方をして、どういう教員評価と結びついていくのか、この資質能力が本当に身に付いたかどうかという確認は必要だと思いますけれど、こういった研修や現場の先生方が主体的に学びたいという自主的な研修なんかもいろいろ組んでいただいたりして、現場の先生方に役立つものにしていただければなと思います。これを元に管理職の先生方も教員の先生方の評価等に使われると思いますが、その辺の教育委員会の姿勢というか、こういった考えでこの育成指標を皆さんの方に使ってもらいたいとお考えかどうかを確認させてください。</p>
教職員課長	<p>指標につきましては教員が今後身に付けていこうとする資質能力をお示しをしたもので、校長と対話をしながら必要な部分、学校において必要な部分もありますでしょうし、先生御自身に必要な部分等が資質能力を高めていってもらうための参考にしてもらうというものでございます。一方この教職員評価につきましては、教員が職務の遂行に当たって発揮した能力や実績に基づいて行うものであり、その目的は多少異なっております。ですので指標と評価というのは趣旨であるとか目的が違いますので、切り離して考えるというものでございます。校長においては目標管理にかかる面談を実施するときに、当然その良さを伸ばして課題を改善するためにこのような指標を参考にすることはあるかと思いますが、あくまで参考ということになると思います。</p>
小崎委員	<p>同じような表現になるんですけども、内容が事細かに書かれてい</p>



	<p>るので素晴らしい指標だなというのが感想です。これだけ素晴らしい指標ができていますので、活用についてと書かれているように、いろんな場でいろんな活用をしていっていただきたいなと思いますし、これを元に先生一人ひとりが楽しんで先生ができるような、やりがいをもって先生ができるようなそういう活用のされ方をさせていただきたいなと思います。それが子ども達にとっても直接関わってくることだと思いますし、先生の子ども達に対する指導が良ければ子ども達もそれこそ先程の教員採用試験じゃないですけども、こういう先生になりたいなとかそういう身近な夢とかにも繋がってくると思うので、そういう意味でのこの指標は大切に活用していただきたいなと思います。</p>
教職員課長	<p>ありがとうございます。当然、資質能力を高めて子ども達の教育に活かすというのが一番です。また来年度についてはこれを基に研修計画というものを作ってこういった資質能力を伸ばすためにはこういった研修をする、というような話でまたそのこととリンクさせながらしっかり指導力向上に活かしていきたいと思っております。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項2については、以上のとおりとします。続いて報告事項4について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>報告事項4「スクール・ミッション」の設定について御報告いたします。同じ資料①の39ページを御覧ください。</p> <p>まず、1の設定趣旨についてですが、「第3期県立高校将来構想」では、各学校の特色化・魅力化を一層推進するため、構想に示した今後の県立高校の在り方や、特色ある学校づくりの方向性を基に、学校の歴史や伝統、地域の実情などを踏まえ、各高校に期待される「社会的役割」や「めざすべき学校像」を「スクール・ミッション」として県教委が設定することとしています。</p> <p>次に、2の設定までの流れについてですが、まず、高校教育課で「スクール・ミッション」の案を作成し、各学校に提示をしました。各学校においては、その案をもとに、学校運営協議会等で検討・協議が行われました。そこで出された意見等を踏まえ、このたび、「スクール・ミッション」を設定したという流れになります。40ページ以降に具体的に「スクール・ミッション」をお示ししています。各学校においては、この「スクール・ミッション」を令和5年度から運用していくこととなります。39ページにお戻りください。</p> <p>次に、3の今後の取組についてですが、このたび設定した「スクール・ミッション」に基づき、各学校では、お示ししている3つの「スクール・ポリシー」を令和5年度中に策定することとしています。</p> <p>今後、「スクール・ミッション」及び「スクール・ポリシー」が中学生の主体的な学校選択につながるとともに、特色・魅力ある学校づくりに資するものとなるよう取り組んでまいります。以上です。</p>
教 育 長	<p>ただいま、高校教育課から報告事項4について説明がありました。が、意見、質問はありますか。</p>
佐野委員	<p>最近学校の特色化とか魅力化で本当に実績を残しているところって</p>

	<p>というのはどういうところがあるのかなといろいろ見ているんですけども、その辺り見ていると学校それぞれいろいろな方向性があるんですけども、その学校で卒業して、社会に出て、自立して幸せな人生が送れるようにこんな方向性で子どもさん達を育てますよとか、学校に来る生徒さんや親御さんに何を学びにこの学校に来たのかというのを明確化するとか、目的のある学びをしてもらったり、まだ見つかってない子どもには自ら見つけてもらったりという、そういう方針をしっかりとされていらっしゃるところが実績を残しているように思います。こういったスクール・ミッションをしっかりと作られて子ども達と共有したり、親御さんと共有するのはとてもいいことかなと思っております。ちなみにこれは、そういう子どもさんとか親御さんにもこの学校はこういうのを目指していますよという形で示すようなものなんではないでしょうか。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>このスクール・ミッションにつきましては高校教育課のホームページでも掲載をすることとしておりますし、各市町教育委員会を通じて中学校の方にも示すものとなっております。それから佐野委員が初めにお話されておりました各学校ごとの方針についてですけども、39ページが一番下に示しております①から③の「スクール・ポリシー」を各学校がより細かく定めていくこととしています。グラデュエーション・ポリシーというのは最終的にこういう力を付けて、こういう力を伸ばします、育成しますというものです。二番目のカリキュラム・ポリシーというのが、この学校ではこういう教育活動を行いますというものです。最後のアドミッション・ポリシーというのが、入学者の受入れにあたって、こういう生徒を待っていますという方針であります。こういうことを中学校、中学生にもしっかりと示すことでこの学校ではどういった生徒を募集し、どういった教育活動を行って最終的にどういった生徒を育てていくかというのが、こういう方針を定めることで明確になります。もちろんその方針を定めるにあたっては職員会議ですとか学校運営協議会、また地域の方も一緒になってそういうことを検討していくこととしており、そういったことで周知が図れ、魅力化に繋がっていくと考えております。</p>
<p>小 崎 委 員</p>	<p>でしたらこのポリシーは、高校の案内パンフレットとか、そういうものにも載るのでしょいか。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>これまでも各学校では校訓、校是ですとか目指す学校像、育てたい生徒像、あるいは求める生徒像というようないろんな言葉でパンフレットに書いているという状況があります。今回スクール・ミッションですとか、スクール・ポリシー、そういう言葉で統一していくということでももちろん小崎委員さんの言われたように各学校のパンフレットにもそういう言葉として今後は載っていくようになるものと考えております。</p>
<p>木 阪 委 員</p>	<p>素晴らしいスクール・ミッション等が考えられているので管理職だけで留まらない、生徒さんの入学時とかはそういう想いがあるかもしれませんが入学をして一定時間経ってしまうと忘れてしまっ</p>

<p>高校教育課長</p>	<p>たりということもあるかもしれませんが、定期的に、しっかりと浸透するような、せっかく作った訳ですから、生徒さん達にも軸がぶれないようなそういった取組を期待したいと思います。</p> <p>木阪委員お示しのように、分かりやすいものにするというのも一つの方向性としてもっています。分かりやすいものにするだけで学校だけでなく、地域ですとか、これから入学を志す中学生により浸透できると考えております。</p>
<p>和 泉 委 員</p>	<p>委員の方々同じですが、作っただけではやはり浸透していかないと思いますので、今年の高校の全日制第一次募集の実質倍率が1.03倍で、過去最低だったというニュースも流れておりましたが、各学校の方でこういったビジョン、ミッションを先生方、生徒、地域、保護者で共有しながらですね、ぜひ一つ一つの学校それぞれで教育内容を充実していただいて、実績を上げていただいて、公立学校に行きたいという中学生が一人でも多くなって、更にまた実績が上がって好循環させられるよう期待します。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>御指摘ありがとうございます。こうした活動を通して学校の取組をしっかりと行うことで学校の特色化、魅力化をより一層図ってまいりたいと考えております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、報告事項4については、以上のとおりとします。</p> <p>次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>次回の教育委員会会議は、令和5年4月26日（水）午前9時を予定しております。よろしく申し上げます。</p>